

三宅町緊急時在宅高齢者支援体制整備事業 同意事項

1. 固定型緊急通報装置の設置を希望した場合

- ①個人情報を含む、本申請の内容及び搬送先などの状況を町、関係機関及び受託事業者へ情報共有すること。
- ②通報後に利用者、協力員と連絡が取れない場合、建物等の一部を破損し、救助活動を行う場合があること。
- ③消防署が出動し、やむを得ない事情により、建物等の一部を破損した場合、町、関係機関及び受託事業者は損害賠償等一切の責任を負わないこと。
- ④緊急通報装置（ペンダント含む）及びその他機器について、故意過失により紛失や毀損した場合、その弁済費用は利用者の負担とすること。
- ⑤緊急通報装置及びその他機器を設置する際、住宅にビス穴等、壁に穴が開くことを了承すること。
なお、撤去時の原状回復について、町及び受託事業者へ責めを一切請求しないこと。
- ⑥通信回線については原則、NTT アナログ回線を接続すること。
NTT アナログ回線以外の通信回線については、停電時通信回線が不通信になり、固定型緊急通報装置から通報ができなくなる。ソフトバンクおうちの電話、KDDI ホームプラス電話、NTT docomo home でんわ等接続が、不可能な通信回線があること。
- ⑦緊急通報装置を貸与するにあたり、転出、死亡、施設入所等により貸与の要件に該当しなくなった場合や緊急通報装置をその目的に反し使用し、譲渡、交換、貸与又は担保に供した場合は、ただちに利用資格が喪失すること。
また町が指定する期日までに緊急通報装置を返還すること。
- ⑧事業の利用に係わり、月額150円の使用料を自己負担額として徴収すること。

2. 携帯型緊急通報装置を希望した場合

- ①携帯型装置の使用方法（充電・受発信方法）を理解し、利用すること。
- ②設置時に通報テストを行い、自宅敷地内の利用できる場所のみで利用すること。
- ③通信会社の通信障害等で利用できない場合があること。
- ④事業の利用に係わり、月額200円の使用料を自己負担額として徴収すること。
- ⑤上記1. ①②③④⑦について同意すること。

<その他の注意>

次のような時は、それがたとえ利用者の故意や過失で起こったことでない場合でも、三宅町や委託業者に対して責任を問うことが出来ませんので、ご理解ご了承ください。

- ①地震、洪水、津波、台風、落雷などの天災地変に起因する損害
- ②盗難や強盗にあわれの時に生じた損害（直接・間接どちらでも）
- ③暴動、事故、デモ活動などが原因で生じた損害
- ④停電（計画停電を含む）や通信回線障害（通信回線に関する通信機器などを含む）が原因で生じた損害
- ⑤貸与する緊急通報装置（本体・ペンダント）の設置箇所以外またはこれらの機器以外から生じた損害
- ⑥貸与する緊急通報装置（本体・ペンダント）を正しく設置したにもかかわらず、正常に稼動しなかったことが原因で生じた損害
- ⑦町役場へ利用の「停止」または「休止」として連絡している期間に起こった損害
- ⑧委託業者（ナースコールセンター）、警察署、消防署機関が緊急と判断し、利用者の門扉、玄関等の鍵、壁などの利用者の所有物を破壊した場合
- ⑨その他、利用者の責に帰すべき原因による損害
- ⑩その他、これらに準ずると判断できる原因によって生じた損害